

国土交通省の政策評価
(平成27年度予算概算要求等関係)

平成26年8月

国土交通省

平成27年度予算概算要求等に係る評価について

○平成27年度予算概算要求等に向けて、新規施策を対象とした政策アセスメント、個別研究開発課題評価及び租税特別措置等に係る政策評価、個別公共事業評価の4つを実施。

1. 政策アセスメント

新規施策について、真に必要な施策の企画立案を目指し、目標に照らして、必要性、効率性、有効性等をチェックする。
平成27年度予算概算要求等に係る36の新規施策について評価を実施。

2. 研究開発課題評価

平成27年度の予算概算要求等に反映することを目的として、外部評価を活用しつつ、事前評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26件

3. 租税特別措置等の政策評価

平成27年度税制改正要望にあたって、租税特別措置等について政策評価を実施。

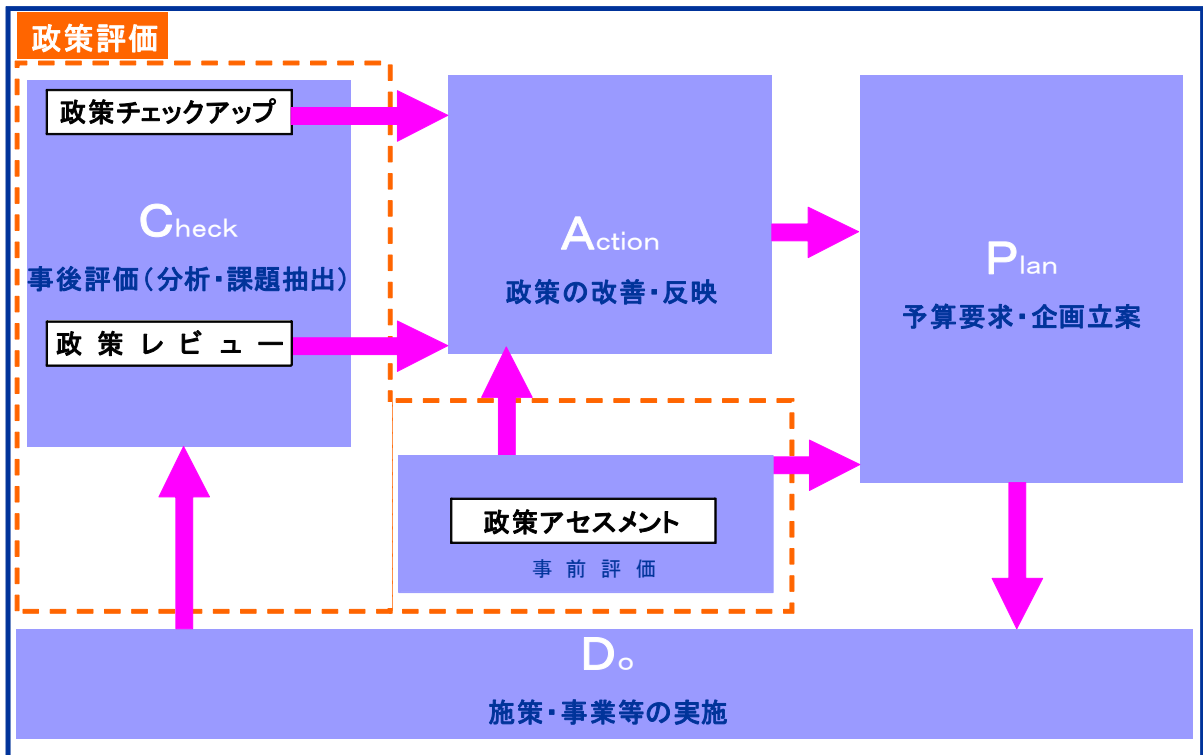
事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22件

4. 個別公共事業評価（別冊に記載）

平成27年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について実施。

新規事業採択時評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8件

再評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16件



個別公共事業評価 | 個別研究開発課題評価 | 規制の事前評価(RIA) | 租税特別措置等の政策評価

1 政策アセスメント

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメント（事業評価方式）は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき実施するものであり、新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選するものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策等を対象として実施する。評価は、各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標（アウトカム目標）のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。ロジカル・フレームワークとは、具体的には以下の①から④のそれぞれについて分析し、それらのロジカル（論理的）なつながりを構築するものである。

- ①目標と現状のギャップ分析
- ②現状が目標を達成していないことの原因分析
- ③目標を達成するためには現在のシステムを見直す（改善する）必要があること（＝政策課題）を示す
- ④当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段（＝施策、事務事業）を提示する

また、効率性については、施策の実施のために要する費用と効果等について説明し、有効性については、導入しようとする施策等の実施が目的、目標を実現する上で、どの程度効果的であるかを説明する。さらに、事後検証又は事後評価の実施方法及び時期を明らかにする。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）に基づき、平成27年度予算概算要求にあたって、予算概算要求等に係る表1の36の施策について必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施した。これらの評価の詳細については、施策の概要や目的とともに評価書としてまとめ、以下国土交通省ホームページに掲載している。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000004.html

政策アセスメント 施策一覧(平成27年度予算概算要求等関係)

施策等名	
政策目標1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	地域型住宅グリーン化事業の創設
政策目標2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
2	東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた公共交通機関等のバリアフリー化調査
3	鉄軌道駅の大規模なバリアフリー化の推進
政策目標3. 地球環境の保全	
4	「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出
政策目標4. 水害等災害による被害の軽減	
5	竜巻等の激しい突風に関する気象情報の高度化
6	首都直下、南海トラフ地震の対象地域における下水道地震対策事業の推進
7	地下街等における下水道浸水対策事業の推進
8	密集市街地総合防災事業の創設
9	地下駅を有する鉄道の浸水対策の促進
政策目標5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
10	地域鉄道の安全輸送の確保
11	操縦士、整備士・製造技術者の養成・確保対策
政策目標6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
12	海洋観光の列島展開
13	クルーズ船の受入を円滑化するための先導的事业
14	広域観光周遊ルート形成促進事業
15	地域資源を活用した観光地魅力創造事業

政策目標7. 都市再生・地域再生の推進

16	半島振興広域連携促進事業の創設(仮称)
17	大都市における国際交流機能の強化
18	歴史的風致活用国際観光支援事業の創設
19	防災・省エネ・子育て支援等に対応する質の高い住宅・建築物整備の推進
20	業務継続地区整備緊急促進事業の創設

政策目標8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

21	ビッグデータの活用等による地方路線バス事業の経営革新支援
----	------------------------------

政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

22	インフラ維持管理に資する新技術の開発・現場への導入促進
23	現場施工の省力化・効率化に資するインフラ構造に係る技術研究開発の推進
24	建設技術の国際展開に資する技術情報共有支援
25	地方公共団体における円滑な維持管理の推進
26	地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備に関する経費
27	建設労働需給調整システム及び多能工の活用による専門工事業者の繁忙調整手法の検討
28	地域建設産業活性化支援事業
29	建設業における女性の更なる活躍の推進
30	建設分野における外国人材活用の適正化事業
31	自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進
32	造船業における人材の確保、育成
33	海洋産業の戦略的振興のための総合対策
34	新たなエネルギー輸送ルートの上陸輸送体制の確立
35	内航船員就業ルート拡大支援事業

政策目標10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

36	高精度測位技術を活用したストレスフリー環境づくりの推進
----	-----------------------------

2 個別研究開発課題評価

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき実施するものであり、研究開発に係る重点的・効率的な予算等の資源配分に反映するために行うものである。

国土交通省においては、研究開発機関等（国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象庁気象研究所並びに海上保安庁海洋情報部及び海上保安試験研究センターをいう。以下同じ。）が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を行うこととしている。評価は、研究開発機関等、本省又は外局が実施する。

（評価の観点、分析手法）

個別研究開発課題の評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定）を踏まえ、外部評価を活用しつつ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価する。

（第三者の知見活用）

評価にあたっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに積極的に外部評価（評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする評価）を活用することとしている。外部評価においては、当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家により、研究開発の特性に応じた評価が行われている。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）に基づき、平成27年度予算概算要求等に反映することを目的とし、表2の26件の個別研究開発課題について必要性、効率性、有効性等の観点から、事前評価を実施した。必要性、効率性、有効性等を説明し、外部評価も行ったところである。

なお、個別の評価書については、下記国土交通省ホームページに掲載している。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html

対象研究開発課題一覧

No.	評 価 課 題 名
1)	3次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発
2)	地域安心居住機能の戦略的ストックマネジメント技術の開発
3)	高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発
4)	鉄道用走行安全支援装置の開発
5)	リアルタイム地震波形予測法を活用した高機能鉄道地震被害予測シミュレータ
6)	山岳トンネル長寿命化のための経済的な補修・補強法の開発
7)	突風等の局地的気象現象による災害に対する減災技術
8)	脱線しにくい台車の開発
9)	鉄道橋の遠隔非接触評価手法の開発
10)	車両・地上設備の消費エネルギー予測に基づくエネルギーネットワーク制御手法の開発
11)	下水処理場の既存施設能力を活用した污水处理システムの効率化に関する研究
12)	気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発 (評価時課題名：気候変動下の災害リスク情報に基づく低リスク社会構築手法の開発)
13)	リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究
14)	地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究
15)	共同住宅等における災害時の高齢者・障がい者に向けた避難支援技術の評価基準の開発
16)	みどりを利用した都市の熱的環境改善による低炭素都市づくりの評価手法の開発
17)	海上輸送の構造変化に対応したコンテナ航路網予測手法の開発
18)	精密単独測位型RTK (PPP-RTK) を用いたリアルタイム地殻変動把握技術の開発
19)	高エネルギー可搬型X線橋梁その場透視検査の実用化
20)	光学的計測法を用いた効率的・低コストな新しい橋梁点検手法の開発
21)	既存建物下の局部地盤改良を可能にする極超微粒子セメントを利用したセメント浸透 固化型液状化対策工法の技術開発
22)	迅速かつ効率的な復旧・復興のための災害対応マルチプラットフォームの開発
23)	地中に埋設される排水管 (FRPM管) の樹脂モルタル部分の亀裂を配管内部に紫外 線を照射することで検知する塗装工法の開発
24)	カメラ画像を利用した大雪および暴風雪による視程障害・吹きだまり検知に関する技 術開発
25)	鉄道施設の液状化被害の軽減に向けた地盤改良工法の開発および実用化
26)	航空機の到着管理システムに関する研究

3 租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。）に係る政策評価（事業評価方式）は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために行うものである。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条の規定に基づき、必ず実施しなければならないこととされている。

事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等について、事後評価実施計画に定めるものについて実施する。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、各府省共通の様式により、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等）等を明らかにする。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）に基づき、平成27年度税制改正要望にあたって、新設又は拡充・延長要望を行う法人税、法人住民税及び法人事業税に係る22の租税特別措置等について事前評価を必要性、有効性、相当性の観点から実施した。（案件は表3の租税特別措置等の一覧を参照）

なお、個別の評価書については、下記国土交通省ホームページに掲載している。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html

租税特別措置等に係る政策評価一覧

事前評価

大臣官房	1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
	2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
総合政策局	3	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長
	4	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
	5	技術研究組合の所得計算の特例
国土政策局	6	半島振興対策実施地域における工業用機械等の割増償却制度の延長
	7	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
	8	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
	9	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
	10	振興山村における工業用機械等の特別償却の延長
土地・建設産業局	11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
	12	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長
	13	大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し
	14	投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消
	15	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
都市局	16	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
	17	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
	18	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
	19	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
	20	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
水管理・国土保全局	21	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長・拡充
海事局	22	船舶に係る特別償却制度の延長

(注) 地方創生関連については、今後設立が予定されている政府の「まち・ひと・しごと創生本部」における議論等を踏まえ、所要の措置を検討するとされており、現時点で法人税等が要望に含まれるかどうか未確定のため、今回は評価を実施していない。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)

4 個別公共事業評価

目 次

○個別公共事業の評価

- ・個別公共事業の評価一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・平成 27 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書・・・・・・・・ 6

個別公共事業評価結果一覽

■平成27年度予算に向けた新規事業採択時評価について(直轄事業等)

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

【公共事業関係費】

【ダム事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	備考
秋田県	鳥海ダム建設事業	863	1.6	実施計画調査から建設事業へ移行
長野県	大町ダム等再編事業	225	10.4	実施計画調査費の予算化

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
東京都	京橋税務署	27	112点	100点	121点	
新潟県	佐渡海上保安署	4.9	121点	100点	110点	

※ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
 事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標(合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする)
 事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
 (採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

【船舶建造事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	評 価
-	中型巡視船(PM型)2隻建造	72	整備しようとするPM型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。 整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。
-	小型巡視船(PS型)4隻建造	92	整備しようとするPS型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力、規制能力、意思伝達能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の強化を図ることができる。 整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。
-	小型巡視艇(CL型)2隻建造	9	整備しようとするCL型巡視艇は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。 整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。

(注)海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

【海上保安官署施設整備事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
沖縄県	十一管区の施設整備	2.5	100点	100点	110点	

(注) 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
 事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
 事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
 (採択要件:事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上)

■平成27年度予算概算要求に係る再評価について

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

【公共事業関係費】

【ダム事業】

(直轄事業等)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	対応方針	備考
北海道	幾春別川総合開発事業	922	1.3	継続	
青森県	津軽ダム建設事業	1,620	2.6	継続	
富山県	利賀ダム建設事業	1,150	1.6	継続	(注1)
滋賀県	大戸川ダム建設事業	1,080	※	継続	(注1) (※)淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)において、「大戸川ダムについては、・・・(中略)・・・ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」等とされていることから、通常のケースとは異なり、ダム本体を含む事業全体を対象に、ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた上での費用便益分析を行うことは適切ではないため、着手時期を複数ケース想定し費用便益分析を行っている。(着手時期が整備計画策定から「10年後」の場合のB/C:1.3、「15年後」の場合のB/C:1.1、「20年後」の場合のB/C:1.0)
京都府	天ヶ瀬ダム再開事業	430	1.2	継続	
徳島県	長安口ダム改造事業	470	1.8	継続	(注2)
高知県	中筋川総合開発事業	400	1.3	継続	
愛媛県	鹿野川ダム改造事業	427	1.7	継続	
佐賀県	城原川ダム建設事業	1,020	1.3	継続	(注1)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	対応方針	備考
熊本県	川辺川ダム建設事業	—	—	継続	熊本県知事の「現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべき」との表明を受け、平成21年1月に「ダムによらない治水を検討する場」を設置し、川辺川ダムによらない治水計画を検討している状況であり、全体事業費の算出、費用便益分析を行っていないため、「—」としている。
栃木県	思川開発事業	1,850	1.6	継続	(注1)(注2)
埼玉県	武蔵水路改築事業	700	6.1	継続	(注2)
岐阜県	木曾川水系連絡導水路事業	890	1.7	継続	(注1)(注2)
滋賀県	丹生ダム建設事業	—	—	継続	(注1) 淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)において「丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う」とされていること、また、ダム事業の検証に係る検討については、検証対象ダムの総合的な評価において「『ダム建設を含む案』は有利ではない」と提示したところであり、引き続き検討を行っているところであることから、全体事業費の算出、費用便益分析を行っていないため、「—」としている。

(注1)「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。

(注2) 前回評価時において実施した費用便益分析の要因に変化が見られないことなどから、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	対応方針	備考
佐賀県	唐津港湾合同庁舎	13	113点	100点	121点	継続	
鹿児島県	鹿児島港湾合同庁舎	21	120点	100点	133点	継続	

※ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
 事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行う
 ことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）
 事業計画の効果－「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標
 （採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

平成27年度予算概算要求に係る
個別公共事業評価書

平成27年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書

平成26年8月28日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）及び平成26年度国土交通省事後評価実施計画（平成26年3月28日最終変更）に基づき、個別公共事業についての新規事業採択時評価及び再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成27年度予算概算要求に向けた評価として、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業について、新規事業採択時評価8件、再評価16件を実施した。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	土井 亨
【その他施設費】	
官庁営繕事業	土井 亨
船舶建造事業	中原 八一
海上保安官署施設整備事業	中原 八一

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程 において使用 した資料等	担当部局	
	費用便益分析				
	費用	便益			
河川・ダム事業 (代替法、CVM)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費 ・維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査 ・メッシュ統計 ・水害統計等 	水管理・国土保全局

事業名	評価項目	評価を行う過程 において使用 した資料等	担当部局	
官庁営繕事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁建物実態調査 	官庁営繕部
船舶建造事業 <巡視船艇>	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋権益の保全 ・治安の確保 ・海難救助・海上交通安全の確保 ・海上防災・海洋環境の保全 		海上保安庁
海上保安官署施設整備事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果 		海上保安庁

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要なとされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

平成27年度予算に向けた新規事業採択時評価について
(平成26年8月末現在)

【公共事業関係費】

事業区分		新規事業採択箇所数
ダム事業	直轄事業	2
合 計		2

【その他施設費】

事業区分		新規事業採択箇所数
官庁営繕事業		2
船舶建造事業		3
海上保安官署施設整備事業		1
合 計		6

総 計		8
-----	--	---

平成27年度予算に向けた再評価について (平成26年8月末現在)

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	直轄事業等	0	0	0	11	3	14	14	0	0	0
合 計		0	0	0	11	3	14	14	0	0	0

【その他施設費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続中
								うち見直し継続			
官庁営繕事業						2	2	2	0		
合 計		0	0	0	0	2	2	2	0	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業(補助事業を除く)を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

新規事業採択時評価結果一覧 (平成26年8月末現在)

【公共事業関係費】

【ダム事業（実施計画調査から建設事業に移行）】
(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益: B(億円)		費用: C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
鳥海ダム建設事業 東北地方整備局	863	1,148	713	1.6	<ul style="list-style-type: none"> 戦後の主な洪水は、昭和22年7月、昭和47年7月、昭和62年8月、平成14年7月、平成23年6月。 平成23年6月洪水では、子吉川や支川石沢川において破堤や越水が発生。子吉川水系では、床上浸水26戸、床下浸水50戸、農地浸水667haなどの被害が発生。 子吉川では、平成に入ってから9回の濁水を経験。夏場を中心に、塩水遡上の影響で、農業用水、雑用水について子吉川からの取水停止が生じている。 平成6年は近年で最も大きな濁水となり、旧大内町では時間断水24日間、約800戸、約3,600人に影響、日本荘市及び旧矢島町では減圧給水、計約2,100戸、約8,200人に影響、塩水遡上により、かんがい施設等で河川からの取水を停止。 概ね100年に1回程度発生すると考えられる降雨による洪水を想定した場合、ダム整備の前後で、子吉川流域で想定死者数(避難率40%)が約10人減、災害時要援護者数が約520人減などと想定している。 このため、浸水被害及び濁水被害の早期解消が必要である。 	水管理・国土保全局治水課 (課長 大西 亘)	

【ダム事業（実施計画調査費の予算化）】
(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益: B(億円)		費用: C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
大町ダム等再編事業 北陸地方整備局	225	1,548	149	10.4	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年9月洪水では、千曲川下流部の支川の堤防が決壊し、浸水被害が発生。 昭和58年9月洪水では、本川堤防が決壊し、甚大な浸水被害が発生。 近年では、平成16年10月洪水、平成18年7月洪水により堤防未整備箇所では、浸水被害や内水氾濫等の被害が発生。 概ね100年に1回程度発生すると考えられる降雨による洪水を想定した場合、信濃川上流部(長野県内)で、整備前では想定死者数が約1,530人(避難率40%)、電力の停止による影響人口が約95,070人などと想定されるが、大町ダム等の再編により想定死者数約90人(避難率40%)、電力の停止による影響人口約1,180人が軽減される。 このため、浸水被害の早期解消が必要である。 	水管理・国土保全局治水課 (課長 大西 亘)	

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
		事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
京橋税務署 関東地方整備局	27	112点	100点	121点	耐震性の不足、老朽、狭あいを解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (住田浩典)
佐渡海上保安署 北陸地方整備局	4.9	121点	100点	110点	耐震性及び対津波性能の不足、老朽、分散等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (住田浩典)

※ 事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価	担当課 (担当課長名)
中型巡視船（PM型）2隻建造 海上保安庁	72	整備しようとするPM型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (山崎 壽久)
小型巡視船（PS型）4隻建造 海上保安庁	92	整備しようとするPS型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力、規制能力、意思伝達能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の強化を図ることができる。整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (山崎 壽久)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価			担当課 (担当課長名)
		事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	
小型巡視艇（CL型）2隻建造 海上保安庁	9	整備しようとするCL型巡視艇は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。 整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (山崎 壽久)

(注) 海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合（with）、事業を実施しなかった場合（without）それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価			担当課 (担当課長名)
		事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	
十一管区の施設整備 海上保安庁	2.5	100点	100点	110点	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (糸井 一幸)

・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標

・事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上

再評価結果一覧 (平成26年8月末現在)

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
幾春別川総合開発事業 北海道開発局	その他	922	1,540	1,157	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩川流域では、昭和36年7月、昭和37年8月、昭和50年8月、昭和56年8月に、被害の大きな洪水が発生しており、昭和56年8月の洪水では、氾濫面積61.400ha、死者2名、被害家屋22,500戸の被害が発生している。 ・幾春別川では、桂沢ダムなどにより用水の確保が図られてきたが、かんがい用水の取水制限は平成16年から平成25年の近10年でも3回行われており、平成24年には、取水制限日数64日、最大取水制限率26%に達している。 ・河川整備計画規模の洪水が発生した場合、幾春別川流域では、最大孤立者数(避難率0%)は約3,970人と想定されるが、事業実施により約50人に軽減される。同様に、河川整備計画規模の洪水が発生した場合、幾春別川流域では、防災拠点施設(警察・消防・役所等)が浸水し、機能低下することにより、影響を受ける管轄区域内人口は、約1.0万人と想定されるが、事業実施により解消される。 ・このため、浸水被害および濁水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・特定多目的ダム法に基づく基本計画における建設に要する費用、工期及び型式を変更した。 ・平成17年から平成22年にかけて氾濫の恐れのある市町村の人口はほぼ横ばいであり、世帯数はやや増加しているものの、大きな変化は無い。 ・工業用水(北海道企業局)、水道用水(桂沢水道企業団)、発電(電源開発株式会社)に対して平成25年11月に「新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設に関する基本計画の変更」について照会した際、事業の参画内容について変更が無い旨確認している。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ・現在、本体工工事用道路、付替道路、水理水文調査等を実施している。 ・新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムにおいて、転流工は完成し、工事用道路に着手しており、引き続き本体着手に向けて進捗を図り、平成32年度完成に向けて事業を進めている。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> ・北海道のような寒冷地では、コンクリートの打設可能期間が約半年しかないため、半年の打設可能期間を有効に活用するため、施工の休日形態を変更4週6休(降雨休止を休日に振り替え)とした。 ・これより打設サイクルを見直し、本体コンクリートの打設工期を短縮することが可能になった。(約12億円のコスト縮減) ・今後も引続き、設計段階や工事施工においても工法の工夫や新技術の積極的な採用等により、コスト縮減に努める。 ・平成24年度に実施した幾春別川総合開発事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき現計画案(幾春別川総合開発事業)と現計画案以外の代替案を複数の評価軸ごとに評価し、最も有利な案は、現計画案(幾春別川総合開発事業)と評価している。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)	

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
津軽ダム建設事業 東北地方整備局	再々評価	1,620	4,806	1,854	2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・岩木川流域では、過去に昭和33年9月、昭和52年8月洪水により甚大な浸水被害が発生している。近年においても、平成2年9月、平成14年8月、平成16年9月、平成25年9月洪水により、被害が発生している。(浸水戸数:昭和33年9月14,019戸、昭和52年8月8,495戸、平成16年9月19戸、平成25年9月88戸) ・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、津軽ダムの完成により浸水範囲人口は約32,500人、浸水範囲内災害時要援護者数は約10,600人、想定死者数は、避難率40%で約70人の被害が軽減される。 ・このため、浸水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・岩木川沿川の浸水が想定される区域内の市町村では、総人口44.8万人(平成22年国勢調査)であり、平成17年のおよそ46.9万人(平成17年国勢調査)から減少傾向にある。総世帯数は平成17年および22年でおおよそ15.5万世帯となっており大きな変化はない。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ・津軽ダムの建設事業は、前回再評価時(平成23年7月)以降も本体工事及び付替道路などの関連工事が順調に進捗し、平成25年度末の本体コンクリート打設量が75.9万m³のうち70.6万m³と93%完了し、平成26年度には本体コンクリート打設が終了する予定である。また、付替県道においても平成26年度に供用する予定としている。来年度(平成27年度)に試験灌水を開始し、2年後の平成28年度には津軽ダム建設事業が完了する見込みである。 ③コスト削減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> ・目標を達成するため「堤防引堤」「堤防嵩上げ」「低水路掘削」「遊水地」「ダム」を総合的に比較した結果、計画の実施に必要な事業費、各対策が効果発現できる時期等を考慮し、「ダム」案が最も効率的と判断されている。 ・原石山をダムサイト右岸地区に変更したことにより約40億円のコストを削減した。 ・付替村林道を最小限のルート案に変更したことにより約27億円のコストを削減した。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)	
利賀ダム建設事業 北陸地方整備局	再々評価	1,150 (※1)	2,163 (※1)	1,316 (※1)	1.6 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和9年7月洪水では、複数地点で堤防が決壊、平成16年10月台風23号による洪水では、観測史上最大の水位を記録し、堤防や護岸に多大な被害が発生したほか、高岡市、新湊市(現 射水市)、大門町(現 射水市)などで1,400世帯、2,840人に避難勧告が出された。 ・庄川における至近の濁水となった平成6年濁水では、6月から8月にかけて降水量が平年に比べて大幅に少なくなり、上流の発電用ダムの貯水量も低下した。また、農業用水では自主的節水等が行われた。 ・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、高岡市・射水市・砺波市では、想定死者数が約120人(避難率40%)、災害時要援護者数が約57,000人、最大孤立者数が約48,000人(避難率40%)、電力停止による影響人口が約69,000人と想定されるが、事業実施により想定死者数が約110人、災害時要援護者数が約53,000人、最大孤立者数が約46,000人、電力停止による影響人口が約65,000人に軽減される。 ・このため、浸水被害、濁水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・庄川沿川地域では、平成26年度末に北陸新幹線の開業が予定されており、人、経済、文化等の幅広い交流・流通拠点として発展が見込まれる。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、生活関連道路工事(豆谷橋梁、庄川橋梁、下島大橋等の付替り道)を施工中である。 ・平成26年3月末までに、事業費約395億円を投資、進捗率約34%(事業費ベース) ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 ③コスト削減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> ・利賀ダム建設事業監視委員会を設置しており、今後も工法の工夫や新技術の積極的な採用等により、コスト削減に努める。 ・従来の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、利賀ダムの建設が最適と判断している。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、平成22年9月28日に示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。) 	継続	(「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
天ヶ瀬ダム再開発事業 近畿地方整備局	再々評価	430	611	498	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系では、昭和28、34、36、40、57年、平成7、25年の出水により、浸水被害が発生しており、戦後最大洪水である昭和28年には56,194戸の浸水被害が発生している。 ・滋賀県では平成7年5月に床下浸水39戸、田畑埋没流出281.9haの被害が発生している。 ・昭和52、53、59、61年、平成6、12年には、濁水被害が発生しており、いずれの年も10%以上の取水制限を行っている。 ・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、淀川水系では、想定死者数(なんば線完成前・避難率40%)は約2,300人、電力停止による影響人口(なんば線完成前)は約79.9万人と想定されるが、事業実施により解消される。 ・このため、浸水被害、濁水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・前回の再評価(平成23年度)以降、人口や資産等はいずれも±10%以内となっており、大きな変化はない。 ・京都府に対して、平成26年5月の基本計画の変更について照会した際、事業への参画内容に変更がない旨を確認している。 ・関西電力株式会社に対して、平成26年5月の基本計画の変更について照会した際、事業への参画内容に変更がない旨を確認している。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末までに事業費約169億円を投資しており、進捗率約39.3%(事業費ベース)である。 ・工事用道路は、平成21年度に着手し、平成26年度に完成する計画である。 ・橋梁架替(新白虹橋)は、平成24年度に着手し、平成27年度に完成する計画である。 ・トンネル式放流設備は、平成23年度に着手し、平成30年度に完成する計画である。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> ・当初設計では、トンネルの内径をΦ=11.3m(設計基準準拠)としていたが、水理実験を行い、安全性を満足することを確認した上で、Φ=10.3mに縮小化を図った。 ・トンネル式放流設備(流入部)におけるレベル2地震動に対する耐震補強設計を行うにあたり、各補強案について経済比較を行い、最も経済的となる鋼管矢板と本体の一体化を採用した。 ・放流能力増強について、代替案の比較を行った結果、現計画案(トンネル式放流設備)が総合的に優位であると判断している。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)	
大戸川ダム建設事業 近畿地方整備局	再々評価	1,080 (※1)	(※1) (※2)	(※1) (※2)	(※1) (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系では、昭和28、34、36、40、57年に洪水被害が発生しており、戦後最大である昭和28年には56,194戸の浸水被害が発生している。 ・大戸川沿川では、昭和28、34、36、40、57年だけでなく、直近では平成25年にも60戸の浸水被害が発生している。 ・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、淀川水系では、想定死者数(なんば線完成前・避難率40%)は約2,300人、電力停止による影響人口(なんば線完成前)は約79.9万人と想定されるが、事業実施により解消される。 ・このため、浸水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系は、大阪、京都の二大都市と、これらを囲む多くの衛星都市を抱え、近畿圏の基盤をなす区域であり、流域関連市町村の総人口は1,125万人(平成22年現在)に及んでいる ・前回再評価以降、人口や資産等はいずれも±10%以内となっており、大きな変化はない ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ・現在、生活再建工事段階として県道大津信楽線の付替工事を継続実施中。 ・平成25年度末までに事業費約658億円を投資。進捗率約61%(事業費ベース)。 ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系河川整備計画を踏まえ、付替県道大津信楽線のルートと幅員構成を見直すことにより、コスト縮減が見込まれる。 ・県道大津信楽線の付替工事において、橋梁をアーチカルパートに変更することによりコスト縮減が見込まれる。 ・従来の方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、大戸川ダムの建設が最適となっている。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、平成22年9月28日に示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。) 	継続	(「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価結果としては、事業を継続することが妥当と考えられる。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
中筋川総合開発事業 (横瀬川ダム) 四国地方整備局	その他	400	630	490	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・中筋川流域では、昭和47年7月の台風9号(浸水面積872ha、家屋被害548戸)や堤防が決壊した昭和50年8月の台風5、6号(浸水面積3,216ha、家屋被害615戸)などの洪水被害が発生しており、近年においても平成16年10月の台風23号(浸水面積433ha、家屋被害が81戸、国道冠水24時間)の洪水被害が発生するなど、洪水による家屋浸水は2~3年に1回、農地浸水は毎年のように発生している。 ・四万十市の中筋川沿川8地区の上水は、井戸水による給水を行っているが、12月から2月頃の降雨が少なくなる時期になると水源の水位が低下し、断水や濁水が発生するなど、安定した給水ができない状況にある。また、横瀬川では、8箇所取水堰によりかんがい用水を取水しているが、少雨状態が続くと、河川が干上がりやすく、平成7年の濁水においては、瀬切れが発生しており、かんがい用水や魚類等の生育・生息環境への影響が発生している。 ・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、想定死者数が約20人、最大孤立者数が約2,200人、10年あたり総避難者数が約16,000人、水害廃棄物が約80百万円と想定されるが、事業実施により想定死者数が約10人、最大孤立者数が約1,500人、10年あたり総避難者数が約10,000人、水害廃棄物が約50百万円に軽減される。 ・このため、浸水被害、濁水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・横瀬川ダムの建設段階が、「転流工」段階から「本体工事」段階に移行する。 ・中筋川流域は、渡川水系の中でも人口・産業の集積が進んでいる四万十市及び宿毛市並びに三原村にまたがっている。 ・流域内人口は平成22年時点において約1万5千人であり、渡川水系内人口約9万4千人のうち約16%を占める。 ・水田及び畑面積は、平成7年から平成22年にかけてやや減少しているが、宅地面積は増加傾向にある。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ・現在、付け替え道路工事を延伸しているところ、本体工事着手に向け手続きを鋭意進めているところ。 ・平成26年3月末時点で事業費約177億円を投資。進捗率は約44%(事業費ベース) ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> 【側水路減勢方式】 「側水路減勢方式」による減勢システムを採用することにより、堤体積、掘削土量等に係る費用を縮減。 【山林保全措置制度】 ダム湖周辺の山林を公有化し、適切な保全を図る「山林保全措置制度」を活用することにより、付替道路等の整備に係る費用を縮減。 【購入骨材の活用】 横瀬川ダムは、ダムの規模がそれほど大きくないことから、原石山に頼らない「購入骨材」を活用することにより、地形の改変を極力少なくし、費用も縮減。 【道路工事に軽量盛土工法等を採用】 ダム湖周辺の道路整備においては、新技術(軽量盛土工法等)の採用により、山を切る量を抑えて地形の改変を極力少なくし、環境への負荷を軽減するとともに、安全性・施工性を向上させる。また、橋梁を使わずに道路を造ることができ、付替市道建設の費用を縮減。 【その他・新技術の採用によるコスト縮減】 このほか、施設の設計段階、施工段階で更なるコスト縮減に取り組む。 ・平成24年度に実施した中筋川総合開発事業(横瀬川ダム)の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき現計画案(横瀬川ダム)と現計画案以外の代替案を複数の評価軸ごとに評価し、最も有利な案は、現計画案(横瀬川ダム)と評価している。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)	
鹿野川ダム改造事業 四国地方整備局	その他	427	928	540	1.7	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年8月洪水では約570戸の浸水被害が発生するなど、過去10年間に5回の浸水被害が発生している。 ・平成21年の濁水では、鮎の遡上障害や農業用水の取水障害などが発生している。 ・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、想定死者数が約210人、水害廃棄物の処理費用が約620百万円と想定されるが、事業実施により想定死者数が約20人、水害廃棄物の処理費用が約210百万円に軽減される。 ・このため、浸水被害、濁水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費について、現場条件が異なることに伴う設計・施工の見直しや、物価変動等により約7億円の増加となった。また、追加の対応等が必要になったことから、1年間の工期延期が不可避となった。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ・本事業が新規に事業採択された平成18年以降、クレストゲート改良、曝気循環設備の整備を完了し、水質改善対策のための底泥除去を毎年実施している。現在は、トンネル洪水吐工事、選択取水設備工事等を鋭意進めている。 ・平成26年3月末時点で事業費約235億円を投資。進捗率約55%(事業費ベース) ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> ・洪水吐きゲート設備の吐口上屋の構造について鉄筋コンクリート造(RC)と鉄骨造(S)の再検証を行い、経済性及び工期に優れた鉄骨造(S)を採用するなどコスト縮減を図った。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)	

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
長安ロダム改造事業 四国地方整備局	再々評価	470 (※5)	917 (※5)	510 (※5)	1.8 (※5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年10月洪水では、約200戸の浸水被害が発生するなど、過去10年間に9回の浸水被害が発生している。 平成17年の濁水では、113日間にわたる取水制限が実施され、工業被害額が過去最高の68.5億円にのぼるなど、毎年のように濁水による取水制限が行われている。 河川整備計画規模の洪水が発生した場合、災害要援護者数が約14,000人、最大孤立者数が約15,000人、電力停止による影響人口が約12,800人、通信停止による影響人口が約12,900人と想定されるが、事業実施により災害要援護者数が約11,000人、最大孤立者数が約9,600人、電力停止による影響人口が約6,400人、通信停止による影響人口が約6,500人に軽減される。 このため、浸水被害、濁水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> JR牟岐線、国道等の基幹交通施設があり、徳島県南部から高知県に至る交通の要衝 流域内の阿南市・小松島市・那賀町の製造品出荷額は3,000億円以上の高い水準を維持 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度については、貯水池仮設構台設置。 平成25年度については、天端構台設置完了及び底部架台設置、工用道路設置を実施。 平成26年度については、主にダム改造工事及び堆砂除去等を実施。 関係機関及び地元住民等との協力体制の構築に努めるとともに、引き続き協力体制を維持しつつ、平成30年度完成に向けて事業の推進に努める。 平成26年3月末時点で事業費約194億円を投資。進捗率約41%(事業費ベース) ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> クレストゲート形状の合理化、予備ゲート形状の工夫、減勢工側壁の構造型式の検討等、設計段階においてコスト縮減を図っており、今後の施工段階においても、地域との連携や環境に配慮し、掘削土砂の有効活用をするなど、更なるコスト縮減に努める。 那賀川水系においては、背後地の状況や河川管理上の特性を考慮したうえで、河道への配分流量を最大限に設定していること、また、新たな洪水調節施設の設定には流域内における十分な合意形成が必要であることから、洪水調節を行うにあたっては、既存施設の有効活用を図ることが河川整備基本方針に位置づけられている。また、整備計画では全川にわたる堤防整備に長期間を要することを踏まえ、長安ロダムの改造事業を優先的に実施することとしている。 また、ダム本体の改造方法については既設ゲート改造案、新設ゲート設置案、トンネル洪水吐案の3つの代替案での比較検討及びその後の実施設計での検討を行った結果、技術的な実現性、経済性等の観点から現計画案(新設クレストゲート設置案)が妥当と判断している。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)	
城原川ダム建設事業 九州地方整備局	再々評価	1,020 (※1)	1,180 (※1)	913 (※1)	1.3 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 昭和28年6月洪水において甚大な被害が発生し、近年でも平成21年7月洪水で浸水被害が発生している。 S28.6 梅雨前線豪雨 床上・床下浸水29,517戸、農地被害13,318ha H21.7 梅雨前線豪雨 床上・床下浸水36戸 平成6年の濁水において、県内各地で農作被害 約1.7億円、上水道の給水制限が発生している。 河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、想定死者数(避難率40%)は約10人、電力の停止による影響人口は約16,800人と想定されるが、事業実施により防止される。 このため、浸水被害、濁水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> 近年においても、城原川流域の神埼市人口・資産は大きく変化していない。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月末までに、事業費約43億円を投資、進捗率約4%(事業費ベース) 現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> 実施計画調査段階であるため、具体的なコスト縮減は、今後検討する。 洪水処理案として、これまで、筑後川水系河川整備計画策定にあたり開催した城原川首長会議(H17.5)時に従来の考え方に基いて行った代替案の検討においては、河道掘削、遊水地、引堤の代替案を検討して、城原川ダムの建設が最適となっているところである。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、平成22年9月28日に示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。) 	継続	(「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価結果としては、事業を継続することが妥当と考えられる。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じた今後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)	B/C				
			便益の内訳及び主な根拠							
川辺川ダム建設事業 九州地方整備局	再々評価	- (※3)	- (※3)	- (※3)	- (※3)	- (※3)	- (※3)	<p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の「かんがい用水の確保」及び「発電」に関する事業目的については、参画の有無等を照会した結果を踏まえ、川辺川ダムに水源を求める利水者がいないことを平成19年8月の事業評価監視委員会において報告を行ったところである。また、「洪水調節」及び「流水の正常な機能の維持」に関する事業目的については、平成20年9月に熊本県知事が「現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべき」と表明した以降、「ダムによらない治水を検討する場」において、川辺川ダムを前提としない球磨川の治水計画として、対策案の立案やそれらの実施により達成される治水安全度を議論してきているが、本事業の必要性等に関する視点からダム本体内工事に係る調査検討は行ってきていない。なお、流域内の人口や資産、下流における既得用水の使いに関し、前回再評価時以降、大きな変化はない。 <p>②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 <p>③コスト縮減や代替案立案などの可能性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の「洪水調節」に関する事業目的については、「ダムによらない治水を検討する場」において、川辺川ダムを前提としない球磨川の治水計画として、対策案の立案やそれらの実施により達成される治水安全度を議論している段階である。なお、現在議論している対策案については、ダムと同等の治水安全度ではないことから、川辺川ダムとのコスト比較をすることは適切ではない。同様に「流水の正常な機能の維持」については、川辺川ダムからの補給を前提とせず、当面は川辺川及び球磨川の渇水時に、必要に応じて関係機関と連携し、渇水調整等を実施することとしている。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)
思川開発事業 独立行政法人水資源機構	再々評価	1,850 (※1) (※5)	2,990 (※1) (※5)	1,864 (※1) (※5)	1.6 (※1) (※5)	<ul style="list-style-type: none"> ・思川においては、平成に入って以降も洪水被害が発生しており、平成14年洪水ではJR両毛線が不通、落橋等によるライフライン切断、家屋等浸水等の被害が発生している。 ・利根川水系では、昭和47年から平成14年の間に13回の取水制限を伴う渇水被害が発生している。 ・このため、浸水被害、渇水被害の早期解消が必要である。 （以下、関連事業に関するもの） ・当該事業により、水道用水の確保が可能となる。 	<p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む市町村の人口及び利根川・荒川水系におけるフルプラン対象市区町村の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。 <p>②事業の投資効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節：南摩ダム地点の計画高水流量130m³/sのうち125m³/sの洪水調節を行うことにより、思川沿川、利根川中・下流の洪水被害の軽減を図る。 ・流水の正常な機能の維持：南摩川、大芦川、黒川、思川および利根川沿川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。また、利根川水系の異常渇水時には緊急水の補給を行う。 ・新規利水：栃木県、鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県及び北千葉広域水道企業団に最大2,984m³/sの水道用水を供給する。 <p>③事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月末までに事業費約833億円を投資。進捗率 約45%(事業費ベース) ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 <p>④コスト縮減や代替案立案などの可能性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度より関係自治体、利水者からなる「思川開発事業監理協議会」を設置し、コスト縮減に努めている。 ・思川流域で水資源開発施設を確保する方策は地理的条件より限られていること、また、思川では近年の出水により浸水する地区が出るなど早急な治水対策を行う必要があることを考えると、他の方策に比べ、思川開発事業の方が有利と判断し、事業を実施している。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、平成22年9月28日に示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。) 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)	

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
武蔵水路改築事業 独立行政法人水資源機構	再々評価	700 (※5)	2,185 (※5)	357 (※5)	6.1 (※5)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年4月以降、武蔵水路に忍川と元荒川の内水を取り込んでいるが、平成22年までに行田市で合計38回、累計1,000戸以上の床上・床下浸水被害が生じている。 ・近年、隅田川への河川浄化用水の導水効果として、基準地点のBODで環境基準値5mg/L程度まで改善されてきている実績から、荒川水系の水質を現状通り維持するためには、武蔵水路によって引き続き利根川から浄化用水を導水することが必要となっている。 ・このため、浸水被害の早期解消が必要である。 (以下、関連事業に関するもの) ・首都圏を支えるライフラインとして長期の導水停止ができなため、大規模な施設補修ができず、老朽化による水路の損壊、導水停止の危険性が增大している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下に伴い武蔵水路の通水能力が低下しているうえ、施設の老朽化により水路損壊等の危険性が増している。 ・武蔵水路周辺の浸水被害が頻発しており、内水排除機能の強化が急務となっている。 ・荒川水系の水質を現状通り維持するためには、引き続き利根川からの浄化用水の導水が必要となっている。 ・震災時のライフライン確保のため、耐震性の強化が必要とされている。 ・武蔵水路の位置する元荒川流域の内水氾濫により浸水の恐れのある区域を含む市の人口及び武蔵水路の浄化用水効果検証対象区域(隅田川沿川2km圏内)を含む特別区の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。 ②事業の投資効果 <ul style="list-style-type: none"> ・内水排除等 ・星川、野通川、忍川及び元荒川各流域から合計最大50m³/sを荒川に排水する。 ・荒川水系の水質改善を図るために、利根川から最大8.146m³/sを導水する。 ・都市用水の導水 ・東京都及び埼玉県の水道用水及び工業用水として最大35.054m³/sを導水する。 ③事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月末までに、事業費約368億円を投資。進捗率約53%(事業費ベース) ・事業工期(平成27年度)内に工事を完成させて、平成28年4月から管理開始を行う予定である。 ④コスト縮減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> ・糠田排水機場ポンプ規格及び台数の変更、水路本体液状化対策・地盤改良工法の変更、糠田排水機場耐震補強工法の変更等及び糠田排水樋管等耐震補強工法の変更によるコスト縮減を図っており、引き続きコスト縮減に努める。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)	
木曾川水系連絡導水路事業 独立行政法人水資源機構	再々評価	890 (※1) (※5)	1,704 (※1) (※5)	1,030 (※1) (※5)	1.7 (※1) (※5)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成6年の濁水では、水源となっている岩屋ダム、牧尾ダム、阿木川ダムが枯渇し、長時間にわたり断水する等、市民生活や社会経済活動に大きな影響を与えた。また、木曾川の木曾成戸地点で流量がほぼ0m³/sまで減少し、河川環境に深刻な影響を与えた。 ・このため、濁水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・木曾川水系で用水を供給する対象市町村人口の推移は、約900万人規模と横ばいである。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ・現在、環境調査等を実施している。平成26年3月現在で、進捗率は約5%(事業費ベース) ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、木曾川水系連絡導水路の建設が最適となっている。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、平成22年9月28日に示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。) 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)	

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)	B/C				
			便益の内訳及び主な根拠							
丹生ダム建設事業 独立行政法人水資源機構	再々評価	— (※1) (※4)	— (※1) (※4)	— (※4)	— (※1) (※4)	— (※1) (※4)	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・前回の再評価(平成23年度)以降において、浸水想定区域を含む長浜市の総人口・総世帯数に大きな変化はない。 ・「淀川水系河川整備計画」(平成21年3月31日策定)に基づき、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行っているところ。 ・「淀川水系における水資源開発基本計画」(平成21年4月17日閣議決定)において、丹生ダムにおける新規利水の位置づけはないが、「丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、独立行政法人水資源機構が引き続き行うものとする。」と位置づけられている。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について <ul style="list-style-type: none"> ・丹生ダム建設事業の異常洪水時の緊急水の補給の容量について、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価してダム型式を確定することとしているため、ダムの諸元を確定出来ない。 ・現在、平成22年9月28日に示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替案の検討を行っており、目的別の総合評価及び検証対象ダムの総合的な評価まで実施したところであるが、対応方針を決定したものではない。 	継続 (「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管理・国土保全局 治水課 (課長 大西 亘)	

※1: 今回の再評価における費用便益分析は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものである。なお、現在進めている「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づく検証においては、総事業費及び工期等の点検を行ったうえで、その後の検討を行うこととしている。

※2: 淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)において、「大戸川ダムについては、…(中略)…ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」等とされていることから、通常のケースとは異なり、ダム本体を含む事業全体を対象に、ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた上での費用便益分析を行うことは適切ではないため、着手時期を複数ケース想定し費用便益分析を行っている。(着手時期が整備計画策定から「10年後」の場合のB/C:1.3、「15年後」の場合のB/C:1.1、「20年後」の場合のB/C:1.0)

※3: 熊本県知事の「現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべき」との表明を受け、平成21年1月に「ダムによらない治水を検討する場」を設置し、川辺川ダムによらない治水計画を検討している状況であり、全体事業費の算出、費用便益分析を行っていない。

※4: 淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)において「丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う」とされていること、また、ダム事業の検証に係る検討については、検証対象ダムの総合的な評価において「『ダム建設を含む案』は有利ではない」と提示したところであり、引き続き検討を行っているところであることから、全体事業費の算出、費用便益分析を行っていない。

※5: 前回評価時において実施した費用便益分析の要因に変化が見られないことなどから、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評 価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
唐津港湾合同庁舎 九州地方整備局	その他	13	113点	100点	121点	老朽、借用返還、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	<p>①事業の必要性 1) 社会経済情勢等の変化 ・ 入居予定官署の追加に加え、東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。</p> <p>2) 事業の効果等 ・ 「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。</p> <p>3) 事業の進捗状況 ・ 敷地調査発注前</p> <p>②事業の進捗の見込み ・ 現計画の継続が必要である。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・ 本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。</p> <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。</p>	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (住田浩典)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評 価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
鹿児島港湾合同庁 舎 九州地方整備局	その他	21	120点	100点	133点	耐震性の不足、老朽を解消する必要性が認められる。経済性、採算性 等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の 効果が認められる。	<p>①事業の必要性</p> <p>1) 社会経済情勢等の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居予定官署の追加に加え、東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 <p>2) 事業の効果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。 <p>3) 事業の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地調査発注前 <p>②事業の進捗の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現計画の継続が必要である。 <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。 <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。</p>	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (住田浩典)

事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭あい・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果 — 「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

(この冊子は、再生紙を使用しています。)